

21. 2-04-001

284 -00-A

独占禁止法に関する相談事例集

平成 16 年 6 月

公正取引委員会事務総局

目 次

【流通・取引に関するもの】

1 個人投資家向け金融商品取引業務開始の際に行う手数料無料のキャンペーン 1

証券会社が、個人投資家向け外国為替証拠金取引業務を開始するに当たって、業務開始当初3か月間の取引について手数料を無料とすることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

2 メーカーによる販売店の販売方法の制限 3

メーカーが、販売店に対しインターネット販売において小売価格を表示しないよう制限することは、独占禁止法上問題となると回答した事例

3 医薬品メーカーによる新薬に関する情報提供活動先医療機関の振り分け 5

医薬品メーカーが、競争関係にある医薬品メーカーに新薬を供給するとともに、両社間で情報提供活動先医療機関を振り分けることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

4 協同組合による資材購入の義務付け 7

協同組合が、組合員に対して、生産資材を自組合から購入することを義務付けることは、独占禁止法上問題となると回答した事例

【事業者の共同行為に関するもの】

5 金融機関向けに販売する情報システムの共同開発 9

システム開発会社2社が、金融機関における資金・有価証券の管理運用事務に用いる情報システムの共同開発を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

6 保養所における食材の共同購入 11

宿泊事業を行っている保養所らが、食材の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

7 自動車部品メーカーの原材料の共同購入 13

自動車部品メーカーが、共同出資会社を通じて原材料の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

8 家電量販店による共同の販売促進活動 15

家庭用電気製品の量販店5社が、電機メーカーと共同開発したオリジナル商品の販売促進活動を共同で行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

9 金融機関による手数料の引上げ 17

複数の提携金融機関が、共同してATM手数料を引き上げることは、独占禁止法上問題となると回答した事例

10 自動車リサイクル業務の共同化 19

自動車メーカーが、自動車リサイクル法施行に伴いリサイクルに係る業務を共同で行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

11 小型トラックの製造分野に係る業務提携（事前相談制度に基づく相談） 23

トラックメーカーが、小型トラックについて開発・製造を中止し、同業者からOEM供給を受けることとするのは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

【事業者団体の行為に関するもの】

12 共同研究開発の成果の取扱い 25

事業者団体が、共同研究開発における会員の役割及び費用負担に応じて、合理的な範囲で、中間的成果の帰属先及び最終的な成果としての特許権等の使用料について、会員間で差を設けることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

13 業務用機械の性能に関する表示項目、評価方法等の自主基準の設定 27

事業者団体が、業務用機械の性能に関する表示項目、評価方法等の自主基準を設定することは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

はじめに

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、個別の相談に対応してきている。また、独占禁止法コンプライアンス・プログラムの一環として作成する独占禁止法遵守マニュアルの内容に関する相談等にも応じている。

このような相談については、独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外の者にも参考となると思われる相談の概要を、主要な相談事例として取りまとめて公表しており、本年も、法運用の考え方を具体的かつ分かりやすく示すものとして、事業者等の活動に関する最近の相談事例（平成14年1月～平成16年3月）を取りまとめて『独占禁止法に関する相談事例集（平成16年6月）』として公表することとした。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、次のとおりである。

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通・取引慣行ガイドライン）（平成3年7月）
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（共同研究開発ガイドライン）（平成5年4月）
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）（平成7年10月）
- 特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針（特許・ノウハウガイドライン）（平成11年7月）
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（リサイクルガイドライン）（平成13年6月）

1 相談制度の概要

公正取引委員会は、事業者等からの電話、来庁等による相談を受け付け、相談者が実施しようとする具体的な活動について独占禁止法上の問題点を検討し、回答するとともに、問題点の解消のための指摘を行っている。

このような一般的な相談のほか、一定の様式によってなされた具体的な相談に対し、文書により回答するとともに、相談者名並びに相談及び回答の内容を公表する「事前相談制度」が設けられている。

2 事業者等の活動に関する相談件数

平成15年4月以降平成16年3月末までに、電話、来庁等によって受け付けた事業者らの相談件数は1,126件、事業者団体からの相談件数は457件であり、相談の内容別に整理すると、下表のとおりである。

<相談内容別件数>

	平成 14 年度	平成 15 年度
事業者の活動に関する相談	1,199	1,126
○流通・取引慣行に関する相談	(922)	(881)
○技術取引に関する相談	(67)	(58)
○共同研究開発に関する相談	(13)	(27)
○共同行為に関する相談	(108)	(99)
○その他	(89)	(61)
事業者団体の活動に関する相談	383	457

3 相談事例集の内容及び性格

- (1) 事業者等の活動に関する相談の内容には、各種のガイドラインにおいて解釈基準が示されている行為類型に係るものから、ガイドラインの対象となっていないものまで、様々なものがあるが、この相談事例集では、独占禁止法に関する相談であって、企業結合に関するもの（別途、毎年、主要な相談事例が公表されている。）を除いた相談を対象とし、他の事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。
- (2) この相談事例集における相談の概要については、相談者の秘密保持に配慮し、相談者等を匿名にした上で（事前相談制度に基づくものを除く。）、今後の事業活動の参考となるよう分かりやすく取りまとめたものである。
- (3) 相談に対する回答は、相談者から提示された内容に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を判断したものである。また、相談への回答において独占禁止法上問題ないと回答したものは、当該事例について、相談者の市場における地位、市場の状況、商品の特性等を個別に判断した結果であり、他の事業者等の場合に必ずしもそのまま当てはまるものではない。

相談を希望される場合は、最終ページに掲載されている窓口まで御連絡ください。

【流通・取引に関するもの】

[不当廉売]

1 個人投資家向け金融商品取引業務開始の際に行う手数料無料のキャンペーン

証券会社が、個人投資家向け外国為替証拠金取引業務を開始するに当たって、業務開始当初3か月間の取引について手数料を無料とすることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A社（証券会社）

2 相談の要旨

(1) A社は、新たにインターネットによる個人投資家向け外国為替証拠金取引（証拠金を積んで、例えば10倍までの額の外国通貨を売買する取引）業務を開始することとしているが、顧客が外国為替証拠金取引を行う場合に、売買ごとの取引手数料を業務開始当初3か月間無料とするキャンペーンを行うことは、独占禁止法上問題ないか。

(2) 外国為替証拠金取引においては、同業者も、手数料を優遇するキャンペーンを行っている。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者が、正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に低い対価で供給することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、不当廉売として、独占禁止法上問題となる。

[独占禁止法第19条（一般指定第6項 不当廉売）]

(2) 本件（手数料の無料キャンペーン）については、供給に要する費用を下回るものと考えられるが、

① A社は、インターネットによる個人投資家向け外国為替証拠金取引業務を新規に開始するに当たって当該キャンペーンを採用するものであること

② 期間を3か月と限定していること

③ 直ちに他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社が、個人投資家向け外国為替証拠金取引業務を開始するに当たって、業務開始当初3か月間の取引について手数料を無料とすることは、独占禁止法上問題ない。

[販売方法の制限]

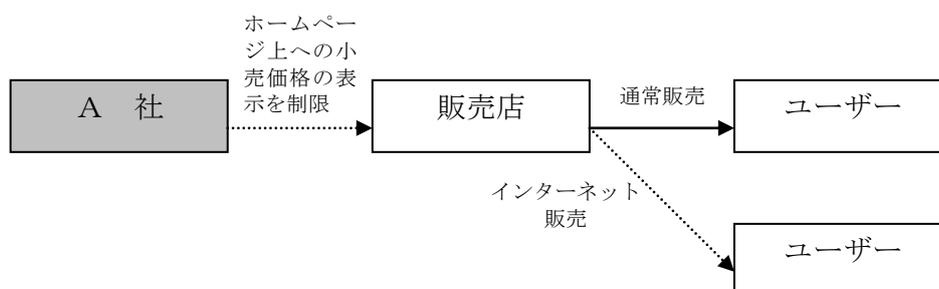
2 メーカーによる販売店の販売方法の制限

メーカーが、販売店に対しインターネット販売において小売価格を表示しないよう制限することは、独占禁止法上問題となると回答した事例

1 相談者 A社（工作機械用消耗品メーカー）

2 相談の要旨

- (1) A社は、工作機械用消耗品メーカーであり、市場における地位は1位・シェア30%である。
- (2) A社は、販売店を通じて工作機械用消耗品をユーザーに販売している。今回、一部の販売店がインターネット販売を開始したいと希望しているが、仮に、販売店がホームページ上に小売価格を掲載すれば、ユーザーは複数の販売店の価格情報を知ることができるようになり、この情報を基に取引先を切り替える可能性がある。そこで、A社は、販売店間でユーザーの争奪が行われることを回避するために、販売店がホームページ上に小売価格を掲載しないよう制限することとしたいが、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

- (1) メーカーが小売業者に対して販売方法を制限することは、商品の安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品の適切な販売のための合理的な理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、メーカーが小売業者の販売方法に関する制限を手段として、小売業者の販売価格、競争品の取扱い、販売地域、取引先等についての制限を行っている場合には、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引の観点から違法性の有無が判断

される。

[流通・取引慣行ガイドライン第2部第2-5 (小売業者の販売方法に関する制限)]

- (2) 本件については、A社が、販売店間においてユーザーの争奪が行われることを回避するために、販売店がホームページ上に小売価格を掲載することを制限するものであり、合理的な理由があるものとは考えられず、当該商品をめぐる価格競争が阻害されるおそれがあると考えられるので、拘束条件付取引として独占禁止法上問題となると考えられる。

4 回答の要旨

A社が、販売店に対しインターネット販売において小売価格を表示しないよう制限することは、独占禁止法上問題となる。

[販売先の制限]

3 医薬品メーカーによる新薬に関する情報提供活動先医療機関の振り分け

医薬品メーカーが、競争関係にある医薬品メーカーに新薬を供給するとともに、両社間で情報提供活動先医療機関を振り分けることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A社, B社 (ともに医薬品メーカー)

2 相談の要旨

(1) A社は、医薬品の製造・販売を行う会社である。A社は、自社が開発した甲医薬品分野のa新薬の販売を開始することとしている。

a新薬を当該市場に早期に浸透させるには、新薬に関する情報提供活動の効率的な展開、薬事法の規定に基づく副作用等についての市販後調査の効率的な実施が重要であり、そのためには相当数のMR (Medical Representative : 医療情報担当者) が必要とされる。

しかし、A社には、十分な数のMRがいないことから、従来から甲医薬品分野の商品を開発・販売しているB社にa新薬を供給することで販路を増やすとともに、B社のMRの協力を得ることとした。

(2) 甲医薬品市場には、10社程度のメーカーが参入している。

A社, B社はそれぞれ甲医薬品市場において第4位, 第5位のメーカーであり、ほかにシェア70%を超える非常に有力なメーカーが存在している。

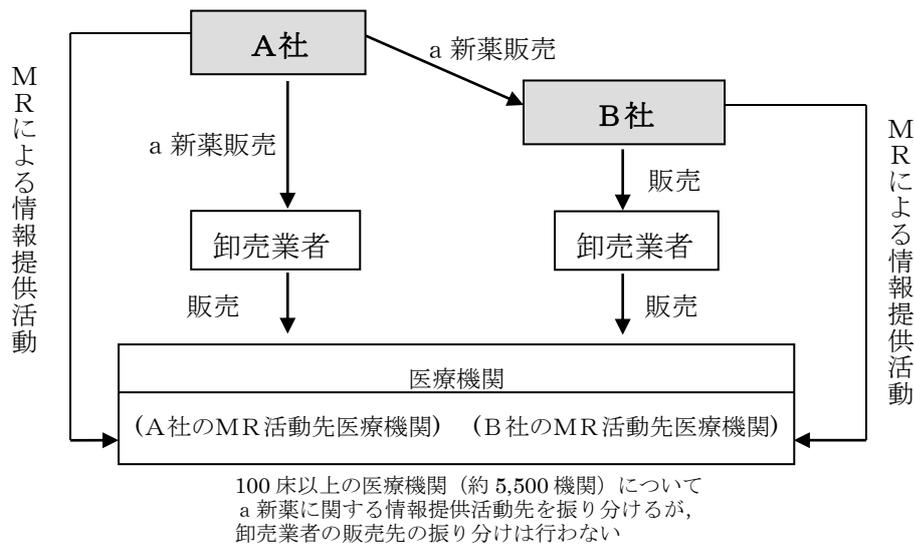
(3) 医療用医薬品の発売に当たっては、医薬品メーカーのMRが、医療機関に対して医薬品の薬効等の説明を行っており、医療機関もMRの情報によって購入する医薬品を決めることが多いといわれている。

(4) A社及びB社は、MRが医療機関に対してa新薬の情報提供活動を行う際、効率性を高めるため両社のMRの活動先を振り分けることとした。

具体的に次のとおりである。

- ① 振り分ける対象は、100床以上の医療機関 (約5,500機関) とする。
- ② 担当として受け持つ医療機関が重複する場合は、両社のMRの間で調整する。
- ③ 振り分けを行う期間は、発売日から翌年までの1年間とする。
- ④ 卸売業者の販売先の振り分けは行わない。

このような情報提供活動先医療機関の振り分けは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 取引先事業者に対し、販売先を制限することにより、価格競争が阻害され、価格が維持されるおそれがある場合には、拘束条件付取引として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となる。

[独占禁止法第19条（一般指定第13項 拘束条件付取引）]

- (2) A社及びB社の間でMRの活動先である医療機関の振り分けを行うことにより、卸売業者間の価格競争が阻害され、価格が維持されるおそれがある場合には問題となる。
- しかし、本件については、①MRの振り分けは、薬効等の説明を行うことにより新薬を早期に浸透させるためであること、②A社及びB社はそれぞれ互いの販売活動には関与しないことから、A社及びB社が、MRの活動先医療機関の振り分けを行ったとしても、価格が維持されるおそれはなく、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社が、競争関係にあるB社にa新薬を供給するとともに、両社間でa新薬の情報提供活動先医療機関を振り分けることは、独占禁止法上問題ない。

[排他条件付取引]

4 協同組合による資材購入の義務付け

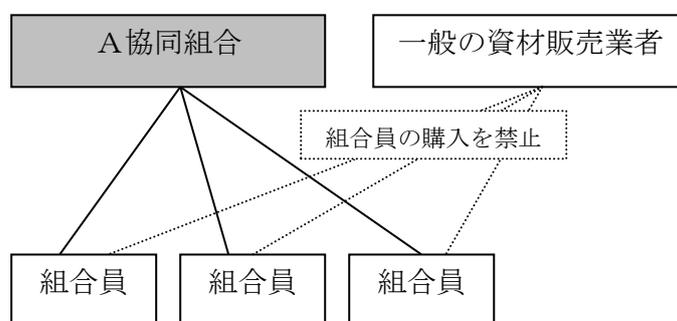
協同組合が、組合員に対して、生産資材を自組合から購入することを義務付けることは、独占禁止法上問題となると回答した事例

1 相談者 A協同組合（農業協同組合）

2 相談の要旨

(1) A協同組合は、「安心」・「安全」な農産物の生産活動とトレーサビリティ（生産履歴等の情報を記録し、追跡できるようにすること）システムを確保するため、農作物の栽培に使用する農薬、肥料等の生産資材の管理を徹底すること、生育状況、病害虫の状況、肥料、農薬の配布状況等の生産過程を記帳すること等を内容とする運営規程及び実施要領を作成することとしている。

(2) A協同組合が、運営規程及び実施要領において、組合員が使用する種苗以外の生産資材は、①A協同組合が定めた生産基準に記載されているものから選択すること、②生産資材はA協同組合から購入することを基本とすることを定めることは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

(1) 独占禁止法第22条各号の要件を備え、かつ法律の規定に基づいて設立された組合の行為については、独占禁止法の適用が除外される。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用除外とはならない。

[一定の事業者団体に対する独占禁止法上の適用除外制度]

(2) 市場における有力な事業者が、取引先事業者に対し自己の競争者と取引しないよう

拘束する条件を付けて取引する行為又は取引先事業者に自己の競争者との取引を拒絶させる行為を行い、これによって競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見出すことができなくなるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる。

[独占禁止法第 19 条（一般指定第 11 項 排他条件付取引）]

- (3) 本件については、A協同組合は地元農家のほとんどが加入する組合であるところ、相談の範囲では、A協同組合が、組合員に対して、生産資材を自組合から購入することを義務付けることは、トレーサビリティシステムの確保のために必要不可欠なものとは考えられず、当該義務を課すことにより競争者の取引の機会を減少させることにつながるおそれがあることから、独占禁止法上問題となると考えられる。

4 回答の要旨

A協同組合が、組合員に対して、生産資材を自組合から購入することを義務付けることは、独占禁止法上問題となる。

【事業者の共同行為に関するもの】

[不当な取引制限]

5 金融機関向けに販売する情報システムの共同開発

システム開発会社2社が、金融機関における資金・有価証券の管理運用事務に用いる情報システムの共同開発を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A社, B社 (ともにシステム開発会社)

2 相談の要旨

(1) A社及びB社は、金融機関が資金・有価証券の管理運用事務に用いる情報システムの共同開発を予定している。

(2) 当該情報システムは、一般に資金証券系システムと呼ばれており、①フロントオフィスシステム (金融商品の売買に関する支援)、②ミドルオフィスシステム (金利や証券の価格変動を予想して将来的な損失に備えるといったリスク管理等に関する支援)、③バックオフィスシステム (金融機関が所有する資産状況の管理や事務処理等の支援) に分けられる。本件相談の研究開発の範囲は、これらすべてを兼ねる総合的なパッケージソフトウェアの開発である。

(3) 資金証券系システム市場における地位・シェアは、A社は第3位・約10%、B社は第5位・約5%であり、合算後の両社の地位・シェアは、第3位・約15%となる。また、当該市場には、両社のほか、複数の有力な競争業者が存在する。

(4) 2005年度に会計制度等の大規模な制度改正が行われ、金融機関の資金証券系システムも大幅な変更が必要となるが、A社及びB社は、大規模な制度改正に対応するような資金証券系システムの開発を単独で行うのは困難なことから、開発費分担による開発コスト削減を目的とし、今回2社で共同開発を行うこととした。

(5) 共同開発の具体的な内容は以下のとおりである。

① 開発期間は2年間とし、資金証券系システムの総合的なパッケージソフトウェアの開発を行う。

② 開発コストの分担は、全体の開発投資額、販売先予定数、システム売上予定額、パッケージ売上予定額等について、意見交換した上で決定する。

③ 営業活動は各社独自に行い、販売価格も各社独自に設定する。

このような資金証券系システムの共同開発は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 研究開発の共同化については、競争促進的な効果を考慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かについて、参加者の数、市場におけるシェア、研究の性格、共同化の必要性、対象範囲・期間等の観点から総合的に検討することとなる。

製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない。

[共同研究開発ガイドライン 第1-2 (研究開発の共同化の考慮事項)]

- (2) 本件については、
- ①次世代に向けたシステムの開発であり、製品の改良に該当するものであること
 - ②A社及びB社の合算後の地位・シェアは、第3位・約15%であること
 - ③共同開発の計画内容に競争制限的な内容が含まれていないこと
- から、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社及びB社が、金融機関が資金・有価証券の管理運用事務に用いる資金証券系システムを2社で共同開発をすることは、独占禁止法上問題ない。

[不当な取引制限]

6 保養所における食材の共同購入

宿泊事業を行っている保養所らが、食材の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

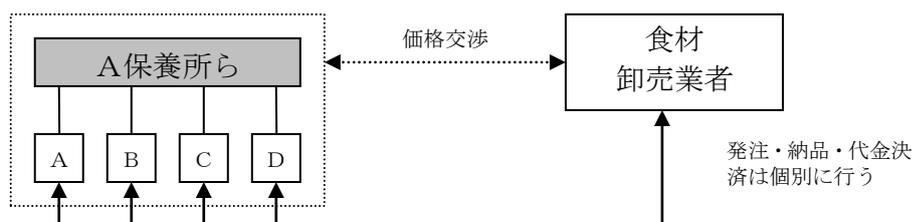
- 1 相談者 A保養所ら（共済組合等が経営する保養所）
- 2 相談の要旨
 - (1) A保養所らは、共済組合等が甲地区においてそれぞれ経営している宿泊施設である。A保養所らは、各施設において使用する食材を共同購入することを予定している。

甲地区には、保養所や旅館等多くの宿泊施設が存在する。甲地区の宿泊施設全体に占めるA保養所らの収容人数及び年間利用人数の割合は、数%である。

また、A保養所らの宿泊提供コストに占める共同購入予定食材の購入予定額の割合も数%程度である。
 - (2) A保養所らは、次の方法により食材の共同購入を行う。
 - ① 共同購入品目の対象となる食材の仕入予定数量を保養所ごとに持ち寄り、総仕入予定数量として保養所の連名で提示し、入札又は見積り合わせを行う。
 - ② 全保養所の合意で決定した予定価格の範囲内で最低価格を提示した取引業者と各保養所が個別に購入契約を締結する。
 - ③ 発注及び代金の支払は、各保養所が個別に行う。
 - (3) 入札及び見積り合わせの参加者については、応募者の中から一定の業務能力（供給能力）が備わっているか否かを勘案して選定を行う。

なお、現在、各保養所と取引を行っている業者については、上記条件にかかわらず無条件で入札・見積り合わせの参加資格を与える。

このような共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して、物品・資材の購入価格を決定するなど競争手段を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3条（不当な取引制限）]

- (2) 一般に、①商品又はサービスの供給分野における参加者のシェアが高く、かつその供給に要するコストに占める共同購入の対象となる品目の購入額の割合が高い場合には商品又はサービスの供給分野において、また、②共同購入の対象となる品目の需要全体に占める共同購入参加者のシェアが高い場合には当該品目の購入分野において、独占禁止法上問題が生じる。

- (3) 本件については、①甲地区宿泊施設全体に占める共同購入に参加する保養所の収容人員及び利用人員の割合は数%であり、また、宿泊提供コストに占める共同購入の予定品目の購入予定額の割合も数%であること、②さらに、共同購入の対象となる食材の甲地区における需要全体に占める共同購入参加者のシェアは数%であることから、競争に与える影響は小さく、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A保養所らが食材の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ない。

[不当な取引制限]

7 自動車部品メーカーの原材料の共同購入

自動車部品メーカーが、共同出資会社を通じて原材料の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A社（自動車部品メーカーによる共同出資会社）

2 相談の要旨

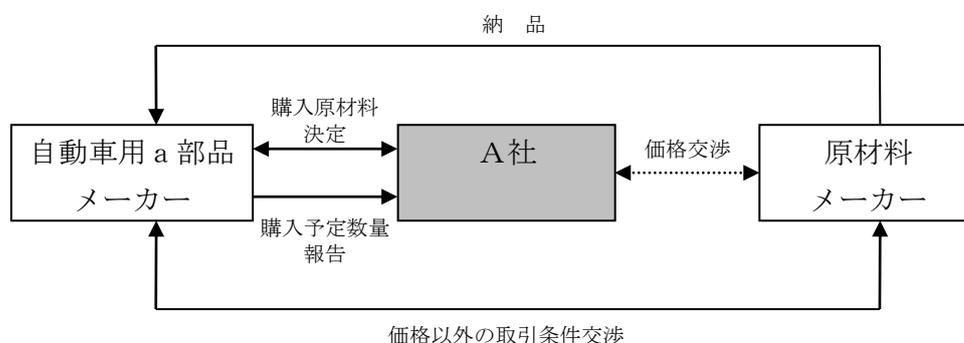
(1) 自動車用 a 部品メーカー 5 社（以下「5 社」という。）は、5 社らが共同出資して設立した A 社を通じて、現在、5 社が使用する事務用品等の共同購入を行っている。今後、5 社は、A 社を通じて自動車用 a 部品（以下「a 部品」という）の原材料を共同購入することを予定している。

(2) 共同購入の具体的な方法は、A 社が、現在 5 社がそれぞれ購入している原材料別の購入金額、取引条件等を確認した上で共同購入を行う原材料を決定するとともに、原材料ごとに購入先候補を数社ずつ選定し、その後、選定された購入先候補から見積書等を提出してもらい、最終的な購入先及び購入価格を決定するものである。

(3) 5 社の a 部品出荷シェアの合計は約 50%、a 部品の製造コストに占める共同購入予定原材料の購入予定額の割合は 1% 以下である。

また、共同購入の対象となる原材料の需要全体に占める 5 社のシェアは 1% 以下となっている。

このような共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

5社が、A社を通じて共同でa部品の原材料の共同購入を行おうとするものであることから、不当な取引制限の観点から検討する。

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して、物品・資材の購入を制限するなど競争手段を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となる。

[独占禁止法第3条（不当な取引制限）]

- (2) 一般に、①製品の供給分野における参加者のシェアが高く、かつ、その供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料の購入額の割合が高い場合には製品の供給分野において、また、②共同購入の対象となる原材料の需要全体に占める共同購入参加者のシェアが高い場合には当該原材料の購入分野において、独占禁止法上問題が生じる。

- (3) 本件相談においては、①共同購入に参加する5社のa部品市場におけるシェアは約50%であるが、a部品の製造コストに占める共同購入を予定している各原材料の購入予定額の割合は1%以下であること、②共同購入の対象となる原材料の需要全体に占める5社のシェアは1%以下となっていることから、競争に与える影響は小さく、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

5社が、共同出資会社を通じてa部品の原材料の共同購入を行うことは、独占禁止法上問題ない。

[不当な取引制限]

8 家電量販店による共同の販売促進活動

家庭用電気製品の量販店 5 社が、電機メーカーと共同開発したオリジナル商品の販売促進活動を共同で行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A社（家庭用電気製品の量販店）

2 相談の要旨

(1) A社ら 5 社は、家庭用電気製品の量販店である。

(2) A社ら 5 社は、付加価値を高めたオリジナル商品（照明機具等数種類の商品。ブランドはメーカーブランド。）を開発し、電機メーカーに製造を依頼し、各社で販売している。オリジナル商品の仕入価格及び仕入数量は、5 社がそれぞれ独自に電機メーカーと交渉を行い、小売価格についてもそれぞれ独自に決定している。

(3) A社ら 5 社は、このオリジナル商品の販売促進活動を行うに当たって、コスト削減のため、次の 3 つの取組を検討しているが、独占禁止法上問題ないか。

ア 共同でいわゆるオープン懸賞を行うこと

共同でオープン懸賞を実施し、費用負担は 5 社で分担する。

イ 共同でカタログを作成すること

同一内容のカタログを作成する。ただし、小売価格については、各社が独自の判断で決定し、各々の小売価格をそれぞれ個別にカタログ製作会社に提示する。

ウ 共同で販売促進物を作成、使用すること

同一内容のPOP等の販売促進物を作成、使用する。ただし、販促物に記載する小売価格については、各社が独自の判断で決定する。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者が、他の事業者と共同して、製品の価格、数量等競争手段を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第 3 条（不当な取引制限）]

(2) 本件については、5 社が、オリジナル商品について、オープン懸賞を共同で実施すること、カタログ、POP等の販促物を共同で作成すること自体は、競争に与える影

響は小さいと考えられ、また、小売価格は各社が独自の判断で決定し、それぞれ個別にカタログ製作会社へ提示することとしており、これによって5社間で小売価格について共通の認識を有することとはならないことから、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

A社ら5社が共同開発したオリジナル商品の販売促進活動を共同で行うことは、独占禁止法上問題ない。

[不当な取引制限]

9 金融機関による手数料の引上げ

複数の提携金融機関が、共同してATM手数料を引き上げることは、独占禁止法上問題となると回答した事例

1 相談者 A社（金融機関）

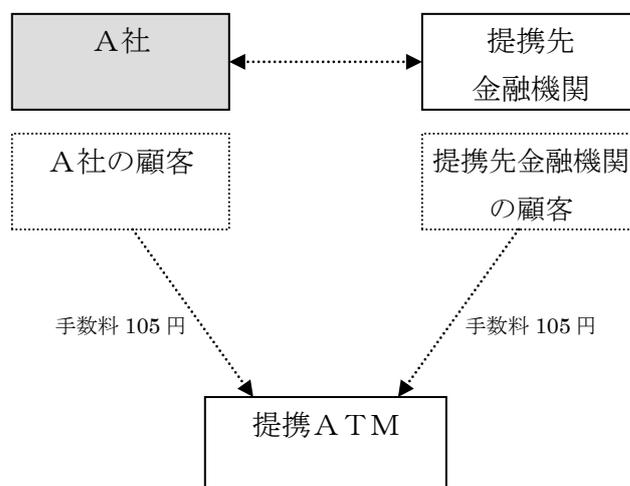
2 相談の要旨

(1) A社は、複数の金融機関とATM（Automated Teller Machine：現金自動支払機）の相互接続についての提携を行っており、現在、自社の顧客及び提携金融機関の顧客につき、土曜日の午前9時から午後2時までの間のATM手数料を無料としている。

(2) A社及び提携金融機関の合算シェアは、一定の地域において、ATMの設置箇所数で約40%となっている。

(3) A社は、土曜日の午前9時から午後2時までの間のATM手数料を105円に引き上げることを考えているが、同じATMを使用したにも関わらず、A社の顧客は105円の手数料がかかり、提携先金融機関の顧客は無料であると顧客が混乱するおそれがあるとしている。

このような混乱を避けるため、A社が提携先金融機関に対して呼びかけ、共同してATM手数料を105円に引き上げることは、独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が、他の事業者と共同して、対価を決定するなど競争手段を相互に制限することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限に該当し、違法となる。

[独占禁止法第3条（不当な取引制限）]

- (2) 本件については、A社及び提携先金融機関は、ATM設置箇所について約40%と相当のシェアを有しており、共同して手数料の引上げやその具体的な額を取り決めることは、独占禁止法上問題となると考えられる。

4 回答の要旨

A社及び提携先金融機関が、共同してATM手数料の有料化又は具体的な価格を取り決めることは、独占禁止法上問題となる。

[不当な取引制限]

10 自動車リサイクル業務の共同化

自動車メーカーが、自動車リサイクル法施行に伴いリサイクルに係る業務を共同で行うことは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 国内自動車メーカー

2 相談の要旨

(1) 国内の自動車メーカー12社が、自動車リサイクル法施行に伴い、自動車リサイクルに係る業務の効率化のため、

① フロン類、エアバッグ類については、12社が共同で「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」を設立し、回収、破壊、その他リサイクル処理に係る契約、事務処理等の業務を一括して行う

② A S R (Automobile Shredder Residue : 自動車破砕残さ [カーシュレッターダスト]) については、2グループ (4社及び8社のグループ) ごとに、回収その他リサイクル処理に係る契約、事務処理等の業務を一括して行う

ことは、独占禁止法上問題ないか。

(2) メーカー12社以外の輸入業者等のこれらの共同事業への参加・退出は自由である。また、年間販売台数が1万台以下の場合は、指定再資源化機関 (自動車リサイクル促進センター) にリサイクル処理を委託することにより、共同事業に参加することができる。

(3) A S Rの回収等について2グループに分ける理由は、グループ間においてリサイクル率の向上、リサイクル処理費の低減等の競争を促進するためである。

(4) 自動車リサイクル法において、自動車所有者が支払ったリサイクル料金について剰余金が生じた場合には、自治体が行う不法投棄等への対応、離島からの共同搬出のための費用への資金協力 (一定金額以上の剰余の場合、将来のリサイクル料金の割引に使用) 等、その用途が限定されている。

(5) リサイクル関連事業者の数は、

① フロン類回収業者約26,000社、解体業者約5,000社、破砕業者約140社

② フロン類破壊業者数社、エアバッグ類リサイクル業者数社、A S Rリサイクル業

者（A S Rからエネルギー、有用金属を取り出し、残さを極小化した上埋立処分する。）約 20 社である。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が共同事業としてリサイクル・システムを構築する場合、独占禁止法上問題となるかどうかの判断に当たっては、当該共同事業が、製品市場及びリサイクル市場にどのような影響を与えるものであるかが検討される。

[リサイクルガイドライン 第1 (リサイクル・システムの共同構築について)]

- (2) 本件の必要性及び合理性

フロン類、エアバッグ類及びA S Rについて自動車メーカー等ごとに分別回収、保管、配送等のリサイクル処理を行うことは、作業及び管理が極めて煩雑で事実上困難であり、また、自動車リサイクル法の規定（メーカー等によるリサイクル料金・リサイクルに関する収支の公表、剰余金の用途制限等）の下で、メーカー側の引取業務が一括化されることは、費用が節減でき、結果として自動車所有者が支払うリサイクル料金が抑制される効果が生じることとなる。

- (3) 本件については、次の状況から競争を阻害するものではないと考えられ、独占禁止法上問題ないと考えられる。

① リサイクルに要する費用のうち、フロン類破壊、エアバッグ類リサイクル処理、A S Rリサイクル処理等の費用はメーカー間で共通化するが、これら費用の自動車の販売価格に占める割合は小さく、自動車販売市場における競争を阻害するものではない。

② 以下の点から、リサイクルの分野においても競争性が確保されている。

ア 自動車所有者が支払うリサイクル料金は、各自動車メーカー等が個別に設定する。

イ フロン類回収料金、エアバッグ類回収料金は、自動車メーカー等ごとに設定され、A S Rリサイクル処理料金については、自動車メーカー等の2グループごとに設定される。

ウ フロン類破壊業者、エアバッグ類リサイクル業者及びA S Rリサイクル業者については、いずれも比較的大規模の業者であり、また、自動車以外の廃棄物についても処理を行っている。

エ 自動車メーカー等の本件共同事業への参加・退出は自由であり、排他的なシステムではなく、また、取扱量が少ない自動車メーカー等は、指定再資源化機関（自動車リサイクル促進センター）にリサイクル処理を委託することにより、共同事業に参加することができる。

3 回答の要旨

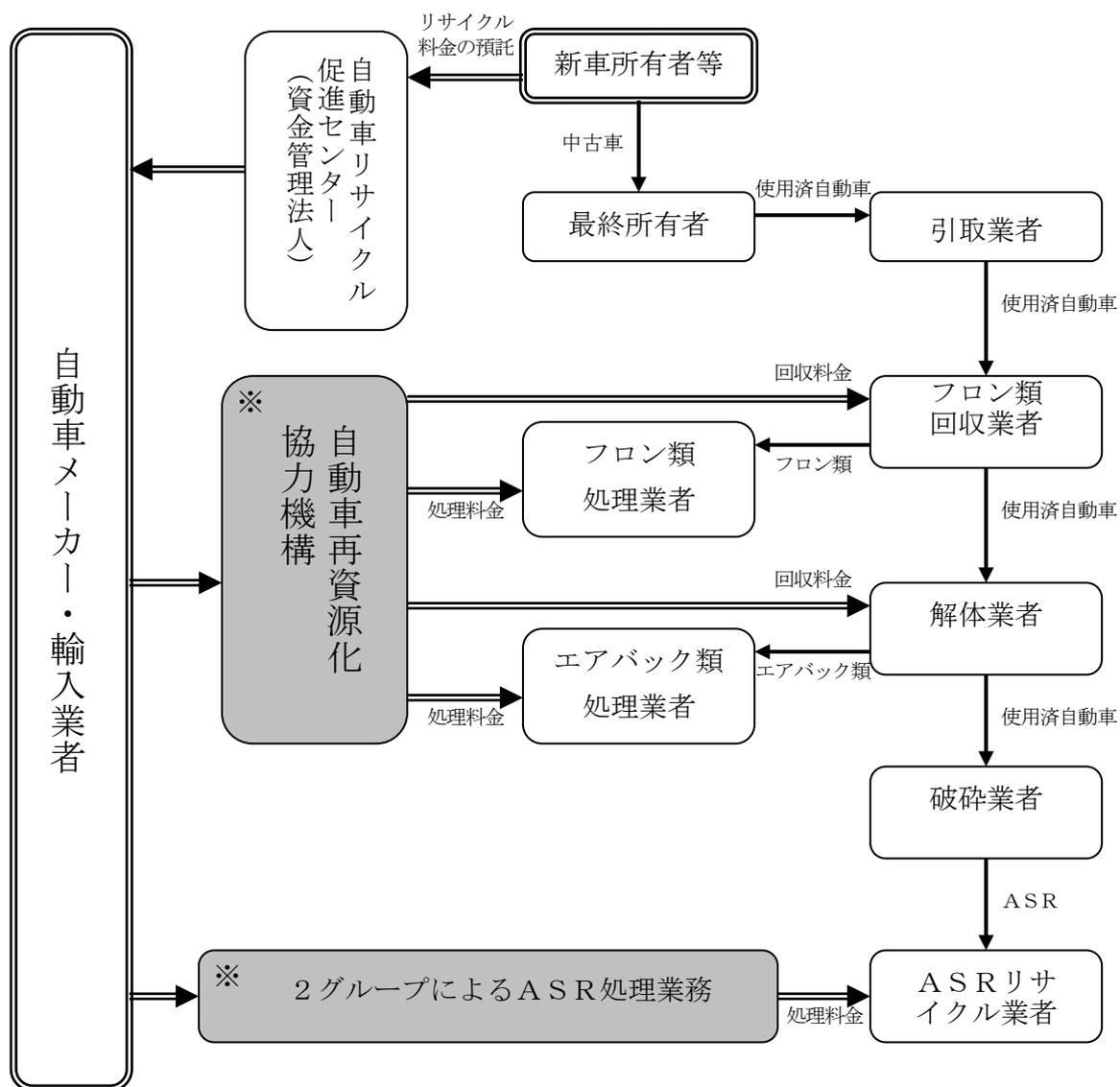
自動車メーカーが、フロン類、エアバッグ類及びA S Rのリサイクル処理等を共同で行うことは、独占禁止法上問題ない。

ただし、自動車メーカー等の中で、具体的なりサイクル料金等を決定すること、フロン類破砕業、エアバッグ類リサイクル業及びA S Rリサイクル業における新規参入者を不当に排除すること等を行わないよう注意する必要がある。

<参考> 自動車リサイクル法の概要（使用済自動車の再資源化等に関する法律） （平成17年1月全面施行）

- 自動車メーカー、輸入業者の義務
 - ・ 製造等した自動車在使用済みとなった際発生する①フロン類、②エアバッグ類、③シュレッダーダスト（A S R）の引取り
 - ・ 自動車所有者から徴収するリサイクル料金の設定・公表、フロン類及びエアバッグ類回収料金の設定・公表
 - ・ リサイクルに関する収支（リサイクル料金収入、フロン類、エアバッグ類、A S R別の費用等）の公表
- 自動車所有者の義務
 - ・ 使用済みとなった自動車の引取業者（自動車販売業者・整備業者等）への引渡し
 - ・ リサイクル料金の負担（新車購入時（既存の車は法施行後最初の車検時））
- 引取業者等の義務
 - ・ 引取業者…使用済み自動車の引取り、フロン類回収業者への引渡し
 - ・ フロン類回収業者…フロン類の回収、自動車メーカー等への引渡し
 - ・ 解体業者…エアバッグ類の回収、自動車メーカー等への引渡し
 - ・ 破砕業者…フロン類、エアバッグ類回収後の自動車の破砕、A S Rの自動車メーカー等への引渡し

＜自動車リサイクルの仕組み＞



※ 自動車メーカー等による共同事業

- 使用済自動車等の流れ
- ⇒ リサイクル料金等の流れ

[不当な取引制限]

11 小型トラックの製造分野に係る業務提携（事前相談制度に基づく相談）

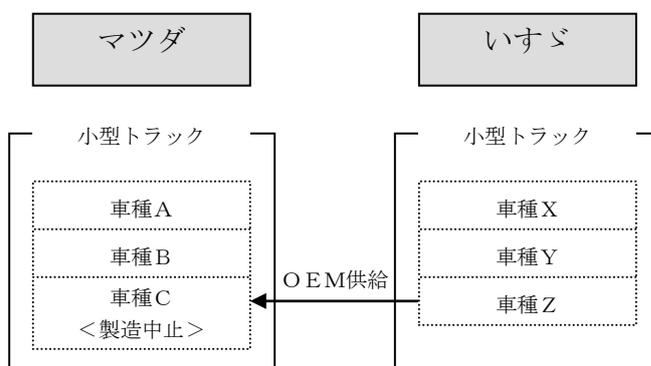
トラックメーカーが、小型トラックについて開発・製造を中止し、同業者からOEM供給を受けることとする場合は、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 マツダ株式会社及びいすゞ自動車株式会社

2 相談の要旨

本件は、マツダ株式会社（以下「マツダ」という。）が乗用車部門等に注力するため、従来製造販売してきたトラックのうち、小型トラックの一車種について、いすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ」という。）から、OEM（Original Equipment Manufacturing 相手先ブランドによる受託生産）供給を受けようとするものである。

また、本件行為後においても販売及びサービスについては、両社が独立して行い、資本関係の構築も行わない。



3 独占禁止法上の考え方

(1) 一定の取引分野

本件対象商品は小型トラックであることから、小型トラックの製造販売分野を一定の取引分野と画定した。

(2) 競争への影響

本件については、次の点を考慮すれば、上記(1)で画定した取引分野における競争を実質的に制限することとはならないものと判断した。

ア 本件行為後におけるいすゞの生産数量シェアは約 15%・第 3 位となるが、同約 40%、

同約 20%及び同約 15%を有する有力な競争業者が存在すること

イ 当事会社は、本件行為後においても、販売事業については独立して行い、互いに販売価格や取引先などについては一切関与しないとしていること

4 回答の要旨

以上から、事前相談申出書に記載された2社の行為は、独占禁止法上問題とはならない。

○ 本件相談は、事前相談制度に基づくものであり、平成15年9月30日付けでその内容を公表しているところである。

(掲載先)

公正取引委員会ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

【事業者団体の行為に関するもの】

[共同行為における差別取扱い]

12 共同研究開発の成果の取扱い

事業者団体が、共同研究開発における会員の役割及び費用負担に応じて、合理的な範囲で、中間的成果の帰属先及び最終的な成果としての特許権等の使用料について、会員間で差を設けることは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 A工業会（化学品メーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) A工業会は、化学品メーカーの団体である。

(2) A工業会は、次世代化学品の基盤となる技術を開発するために、X大学の工学部と産学共同研究を行っている。研究開発は、X大学が基礎研究を行い、この基礎研究の結果を基に会員のうち研究所等の設備を有している者数名（以下「甲会員」という。）が、応用研究を行い、その結果をX大学にフィードバックしてさらに研究を進める方法で行っている。研究開発費用は、A工業会が一部負担するほか、甲会員及び当該研究に賛同し出資することとした会員（以下「乙会員」という。）が負担している。（以下、甲会員及び乙会員以外の会員を「丙会員」という。）

なお、研究期間は3年間である。

(3) 共同研究の結果、実用化の可能性が確認されれば、すべての会員に技術が開示される。

(4) 共同研究の成果が得られた場合、甲会員、乙会員及び丙会員間において次のように取扱いに差を設けることは、独占禁止法上問題ないか。

① 基礎研究に目途がついた段階において費用を負担している甲及び乙会員に対してのみ中間的成果のサンプルを配布して実用化に向けた実験評価を行わせること

なお、実験評価の結果、実用化が可能だと判断されれば、希望するすべての会員に共同研究の成果を公表する

② 特許権や実用新案権等は、A工業会に権利が帰属するが、甲、乙及び丙会員間において権利使用料に一定の差を設けること

3 独占禁止法上の考え方

- (1) 共同研究開発の成果である技術について、成果の定義又は帰属先を取り決めることは、共同研究開発の円滑な実施のために必要とされる合理的な範囲内のものと認められ、また、競争に及ぼす影響が小さいと考えられることから、原則として独占禁止法上問題ない。

ただし、その内容において参加者間で著しく均衡を失し、これによって特定の参加事業者が不当に不利益を受けることとなる場合には、一般指定第14項（優越的地位の濫用）又は同5項（共同行為における差別取扱い）として、独占禁止法上問題となる。

[共同研究開発ガイドライン第2-2-(2)

(共同研究開発の実施に伴う取決めに対する独占禁止法の適用について)]

- (2) 本件については、A工業会が、甲、乙及び丙会員間において共同研究の成果の取扱いに差を設けることになるが、

① 甲及び乙会員に対してのみ中間製品のサンプルを配布して実用化に向けた実験評価を行わせることについては、実用化の可能性が確認されれば、丙会員にも共同研究の成果が公表されることから、すべての会員が成果を享受できることとなる。また、甲及び乙会員には事前にサンプルが配布されることから、実験評価が可能となるが、これによって直ちに製品化できるものではない。一方、甲、乙及び丙会員間で実質的な費用負担には相当の差が認められる。これらのことを考慮すると、甲及び乙会員に対するサンプルの事前配布は、参加者間で著しく均衡を失しているものではないと考えられる

② 特許権等の使用料について、研究開発費の負担割合に応じて甲、乙及び丙会員間で一定の差を設けることは、合理的な範囲内であると考えられることから、それぞれ独占禁止法上問題ないと考えられる。

ただし、①及び②の実施に当たっては、会員間で著しく均衡を失し、これによって特定の会員が不当に不利益を受けることとならないように注意する必要がある。

4 回答の要旨

A工業会が、共同研究開発における会員の役割及び費用負担に応じて、合理的な範囲で、中間的成果の帰属先及び最終的な成果としての特許権等の使用料について、会員間で差を設けることは、独占禁止法上問題ない。

ただし、共同研究開発の成果の取扱いについて会員間で著しく均衡を失し、これによって特定の会員が不当に不利益を受けることとならないように注意する必要がある。

[事業者団体の禁止行為]

13 業務用機械の性能に関する表示項目、評価方法等の自主基準の設定

事業者団体が、業務用機械の性能に関する表示項目、評価方法等の自主基準を設定することは、独占禁止法上問題ないと回答した事例

1 相談者 X協会（業務用機械メーカーの団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、業務用機械メーカーの団体であり、国内の甲製品の主なメーカーが会員となっている。

(2) 甲製品は、食品リサイクルに用いられる機械であり、近年、廃棄物の再生利用が推進されていることから需要が増加している。一方、ユーザーから、甲製品の性能表示の項目及び試験方法、試験条件等の評価方法がメーカー各社で異なっており、甲製品の性能比較が難しいとの指摘が多数寄せられている。このため、X協会は、製品の性能に関する表示項目及び評価方法等の性能基準を自主基準として定め、その利用は会員の判断に任せることを考えている。

(3) 具体的な自主基準の内容は、機械の性能に関する表示項目として、標準処理量、標準処理時間、消費電力、ランニングコスト等を定め、また、これらの項目についての試験方法、試験条件等の評価方法を定めている。その他、機械の設置に関する表示項目を定めている。

(4) X協会は、非会員の事業者であっても当該性能基準を利用することを認めている。

ただし、カタログ等に「X協会の性能基準に基づく」と記載する場合は、事前に協会に連絡をするものとしたとしている。

このような自主基準を設定することは、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者団体が、規格の標準化や表示・広告に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全、安全性の確保等社会公共的な目的のための品質、規格等に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある。このような自主規制等や自主認証・認定等に係る競争阻害性の有無については、①競争手段を制限し需要者の利益を不当に

害するものではないか、②事業者間で不当に差別的なものではないか、③社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの各要素を勘案しつつ判断される。ただし、構成事業者に自主規制等の利用又は遵守を強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

[事業者団体ガイドライン7 (種類, 品質, 規格等に関する行為)]

[事業者団体ガイドライン8 (営業の種類, 内容, 方法等に関する行為)]

(2) 本件については、

- ① 甲製品の性能に関する表示項目、評価方法及び機械の設置に関する表示項目等を定めた性能基準を策定することは、利用者が甲製品を購入する際の性能比較を容易にするためであること
- ② 甲製品の表示項目、評価方法及び機械の設置に関する表示項目について、ホームページ等において、会員を始め広く需要者等に対しても明確にすることとしていること
- ③ 非会員の利用が認められていることから、事業者間での競争を阻害するものではなく、その利用又は遵守を会員に強制するものでない限り、独占禁止法上問題ないと考えられる。

4 回答の要旨

X協会が業務用機械の性能に関する表示項目及び評価方法からなる性能基準を策定することについては、その利用又は遵守を会員に強制するものでない限り、独占禁止法上問題ない。

相談窓口一覧

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03)3581-5481	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・新潟県 長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 電話 (011)231-6300	北海道
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話 (022)225-7095	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所 経済取引指導官	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 電話 (052)961-9422	富山県・石川県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話 (06)6941-2173	福井県・滋賀県 京都府・大阪府 兵庫県・奈良県 和歌山県
中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 電話 (082)228-1501	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県
四国支所 総務課	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 電話 (087)834-1441	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州事務所 経済取引指導官	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 電話 (092)431-5882	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	〒900-8530 那覇市前島 2-21-13 ふそうビル 電話 (098)863-2243	沖縄県